

様式①-1

事業地区・箇所別概要(1)

令和3年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート(新規事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名	地区・箇所・路線名	
	自然災害防止	ハサビ	
②事業担当課	担当課	担当班	電話番号
	治山林道課	治山班	059-224-2575
③事業施工場所	地域(市部・郡部/一般・過疎・準過疎)		市町字名
	松阪	市部 過疎	松阪市 飯高町月出字ハサビ
④事務事業名	県単治山事業費		
⑤基本事業名	治山対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	山林の保全		

2 事業計画の概要

事業の目的			
当該施行地は、平成30年10月通過の台風により山腹崩壊が発生し、下方の林道や治山施設が被災した。崩壊斜面は拡大崩壊の危険が高いため、山腹工を施工することによって山地斜面を安定化し、下方保全対象の安全を確保する。			
事業計画の概要			
山腹工	0.06ha	事業着工	2021年度
法枠工	890.0m ²	事業完了	2021年度
鉄筋挿	52本	供用開始	2022年度
		B/C評価期間	50年
		全体計画事業費(億円)	0.600
		全体計画工期(年数)	2年

3 経済効率性評価(費用便益分析)

計算テーブル	便益分類			便益(億円)
テーブル1	自然防御機能維持	自然防御機能維持便益	水源の涵養便益 土砂流出等の災害防止便益	0.03 0.03
テーブル2	土砂流出等の災害防止 洪水等の災害防止 高潮・波浪・浸食等の災害防止	災害防御機能拡充便益	人的被害軽減便益 資産被害軽減便益 営業停止損失軽減便益 応急対策経費節減便益	0.39
	洪水等の災害防止	災害防御機能拡充便益	資産被害軽減便益 営業停止損失軽減便益	
	高潮・波浪・浸食等の災害防止	災害防御機能拡充便益	資産被害軽減便益 営業停止損失軽減便益	
テーブル3	アクセス環境の向上	アクセス機能向上便益	アクセス時間短縮便益 アクセス経費節減便益	
		交通事故減少便益	人的被害軽減便益 資産被害軽減便益 応急対策経費節減便益 事故渋滞便益	
		環境改善便益	大気質汚染抑制便益 騒音被害軽減便益	
		待避・避難機能向上便益	待避・避難時間削減便益 待避・避難経費削減便益	
		快適性向上便益	歩行者便益	
		交通遮断防止便益	アクセス時間増加抑制便益 アクセス経費増加抑制便益	
テーブル4	生活環境の向上	水質汚染抑制便益	水質汚染抑制便益	
		家畜排泄物処理便益	家畜排泄物処理便益	
		大気質浄化・騒音遮断等便益	大気質浄化便益 騒音遮断・飛砂等軽減便益	
テーブル5	レク機能等の提供	余暇空間創出便益	余暇空間創出便益	
テーブル6	生産性の向上	生産効率向上便益	労働時間短縮便益 生産経費節減便益	
		生産基盤拡充便益	単位生産量増便益 生産規模・機会増便益 耕作維持・利水便益	
テーブル7	その他	土地創出便益	土地創出便益	
		更新便益	更新便益	
		廃用損失	廃用損失	
粗便益①(現在価値合計) : B' (億円)				0.56
テーブル8	環境評価	自然環境	WTP×受益世帯数	
		景観	WTP×受益世帯数	
		文化	WTP×受益世帯数	
		快適性	WTP×受益世帯数	
		安全・安心	WTP×受益世帯数	0.00
粗便益②(現在価値合計) : E (億円)				0.00
粗便益③(現在価値合計) : <B' + E> (億円)				0.56
地域	松阪	に対応した地域係数	----->	1.4
便益(現在価値合計) : B (億円) ((B' + E) × 地域係数)				0.78
費用(現在価値合計) : C (億円) (費用計算テーブルより)				0.52
費用便益比 : B/C				1.49

※費用便益分析に関する特記事項

このシートの費用便益値は、三重県方式により算出したものであり、国の定めた算出手法とは異なります。

様式①-2

事業地区・箇所別概要 (2)

令和3年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート(新規事業)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業名 自然災害防止	地区・箇所・路線名 ハサビ
②事業担当課	担当課 治山林道課	担当班 治山班
		電話番号 059-224-2575
③事業施工場所	地域(市部・郡部/一般・過疎・準過疎) 松阪	市町字名 市部 過疎 松阪市 飯高町月出字ハサビ

2 政策的重要度評価 (個別評価)

(a) 戦略性

【全分野共通要件】

1	
2	みえ県民カビジョンを補完する個別計画に位置づけられている事業
3	

(具体的な内容の記述<上記の補足事項>)

治山対策の推進により、山崩れや土石流等の山地災害から、県民の生命・財産を守るための取り組みとして位置づけられている。(施策113 災害に強い県づくり)

(b) 緊急性

【当該事業分野の事項】

I	山地災害危険区域等、溪流、山腹、森林等の現況からみて土砂災害の発生する危険性の高い箇所、人家の安全確保のために早期に整備が必要な事業

(具体的な内容の記述<上記の補足事項>)

当該地は地すべり防止危険地区に指定されており、今後の豪雨により下流保全対象が被災する恐れがあるため事業の延伸は困難である。また、拡大崩壊が発生すると、次期豪雨時に地すべりを誘発するなど下流保全対象への甚大な被害が発生する危険が高い。

(c) 熟 度

【全分野共通要件】

1	
2	
3	協力体制があり、整備に対して熱心な要望がある事業

(具体的な内容の記述<上記の補足事項>)

地元要望により実施する事業であり、計画時に地元承諾を得ている。

【評価結果 (優先度判定の結果)】

III

※優先度区分について

優先度 I	: 事業進捗を図り、早期事業効果の発現に努める継続事業
優先度 II	: 地域補正後の経済効率性が分野別の基準以上で、熟度が高い新規事業
優先度 III	: 地域補正後の経済効率性が分野別の基準未満で、熟度が高く、緊急性や戦略性が高い新規事業
優先度 IV	: 優先度 II・III 以外の新規事業
優先度 V	: 中止する事業